

ミライノカード会員規約 新旧対照表

改定前	改定後	備考欄
<b>第1章 総則</b>		
<b>第4条 (カードの機能)</b>		
	2. ショッピング利用は、会員が加盟店（第17条に定めるものをいう。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。	(新設)
<b>第9条 (届出事項の変更)</b>		
1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、職業、カードの利用目的、勤務先、お支払い口座（第29条に定めるものをいう。）、暗証番号等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。	1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、職業、カードの利用目的、勤務先、お支払い口座（第29条に定めるものをいう。）、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。また、当社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	(変更)
<b>第11条 (取引時確認)</b>		
	2. 当社は、会員が入会した後、会員が当社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、当社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。	(新設)
<b>第13条 (マネー・ローンダリング等の禁止)</b>		
	会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。	(新設)
<b>第2章 ショッピング利用、金融サービス</b>		
-	※同章の第13条から28条は第1章の第13条新設による繰り下げ	(変更)
<b>第18条 (ショッピングの利用)</b>		
	1. 会員は、株式会社ジーシービー（以下「JCB」という。）、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。	(新設)
1. 会員は株式会社ジーシービー（以下「JCB」という。）、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）にJCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができる場合があります。	2. 会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）にJCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができる場合があります。	(変更)
2. 以下、省略。	3. 以下、省略。	(変更)
3. 以下、省略。	4. 以下、省略。	(変更)
4. 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合は会員は予め承認するものとします。また、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第34条第1項なお書きおよび第34条第3項に従い、支払義務を負うものとします。	5. 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合は会員は予め承認するものとします。また、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第35条第1項なお書きおよび第35条第3項に従い、支払義務を負うものとします。	(変更)
5. 以下、省略。	6. 以下、省略。	(変更)
6. 以下、省略。	7. 以下、省略。	(変更)
7. 当社は、約定支払額（第29条に定めるものをいう。）が約定支払日に支払われなかった場合、会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でない判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。		(削除)
8. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第14条第2項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。	8. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第15条第2項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。	(変更)
9. 貴金属、金券類（ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第15条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。	9. 貴金属、金券類（ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第16条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。	(変更)
<b>第19条 (立替払いの委託等)</b>		
1. 会員は、第17条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。	1. 会員は、第18条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。	(変更)
3. 第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め承諾するものとします。また、会員は、これにより譲渡された債権について、同時履行の抗弁、無効、取消もしくは解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他の抗弁（但し、第24条第2項各号に定める支払停止の抗弁を除きます。）を主張しないことを、カード利用の都度、当該利用をもって承諾するものとします。		(削除)
4. 以下、省略。	3. 以下、省略。	(変更)
<b>第21条 (ショッピング利用代金の支払い)</b>		

改定前	改定後	備考欄
1. 会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第18条における当社、JCB、JCB の提携会社、JCB の関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。	1. 会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第19条における当社、JCB、JCB の提携会社、JCB の関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。	(変更)
3. 会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定した場合、第21条または第22条に定めるとおり支払うものとします。	3. 会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定した場合、第22条または第23条に定めるとおり支払うものとします。	(変更)
4. 会員は、会員が加盟店で商品・権利を購入または役務の提供を受けたことにより会員が負担するショッピング利用代金の債権について、当社がJCBに対して第18条第1項に基づく立替払いをすることができない場合は、JCBまたはJCBより委託を受けた債権回収会社等より直接会員へ当該ショッピング利用代金の債権の請求が行われること、および当該請求に従い支払いを行うことを予め承諾するものとします。なお、これにより会員がJCBまたはJCBより委託を受けた債権回収会社等への支払いを履行した場合、会員の当社に対する支払義務は消滅します。	4. 会員は、会員が加盟店で商品・権利を購入または役務の提供を受けたことにより会員が負担するショッピング利用代金の債権について、当社がJCBに対して第19条第1項に基づく立替払いをすることができない場合は、JCBまたはJCBより委託を受けた債権回収会社等より直接会員へ当該ショッピング利用代金の債権の請求が行われること、および当該請求に従い支払いを行うことを予め承諾するものとします。なお、これにより会員がJCBまたはJCBより委託を受けた債権回収会社等への支払いを履行した場合、会員の当社に対する支払義務は消滅します。	(変更)
<b>第22条 (ショッピングリボ払い)</b>		
1. 会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。 (1) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第14条第1項②の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。 (2) 以下、省略	1. 会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。 (1) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第15条第1項②の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。 (2) 以下、省略	(変更)
<b>第23条 (ショッピング分割払い)</b>		
4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、会員は、ショッピング利用代金の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第18条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。	4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、会員は、ショッピング利用代金の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第19条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。	(変更)
<b>第24条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)</b>		
会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。	会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されます。	(変更)
<b>第25条 (支払停止の抗弁)</b>		
	1. 当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。	(新設)
1. 以下、省略。	2. 以下、省略。	(変更)
2. 第1項にかかわらず、会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。 (1) 以下、省略。	3. 第2項にかかわらず、会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。 (1) 以下、省略。	(変更)
3. 当社は、会員が第2項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとりま	4. 当社は、会員が第3項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとりま	(変更)
4. 会員は、第3項の申し出をするときは、予め第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。	5. 会員は、第4項の申し出をするときは、予め第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。	(変更)
5. 会員は、会員が第3項の申し出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また当社が第23項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。	6. 会員は、会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また当社が第23項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。	(変更)
6. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1) 以下、省略。	7. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1) 以下、省略。	(変更)
<b>第26条 (キャッシング1回払い)</b>		
3. キャッシング1回払いおよび第27条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日(以下「融資日」という。)は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第29条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。	3. キャッシング1回払いおよび第27条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日(以下「融資日」という。)は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第30条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。	(変更)
4. 会員は、第15条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。	4. 会員は、第16条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。	(変更)
6. 前項にかかわらず、会員が当社所定の方法で申し込み、当社が特に認めた場合に限り、会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第16条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第28条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額となり、第30条の規定に従い支払うものとします。また、会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第28条第4項に従い計算されます。	6. 前項にかかわらず、会員が当社所定の方法で申し込み、当社が特に認めた場合に限り、会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第16条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第28条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額となり、第30条の規定に従い支払うものとします。また、会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第28条第4項に従い計算されます。	(変更)
7. 当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。		(削除)
8. 以下、省略。	7. 以下、省略。	(変更)
<b>第27条 (海外キャッシング1回払い)</b>		
5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項、第7項および第8項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。	5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項、第7項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。	(変更)

改定前	改定後	備考欄
6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合（会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。）であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCB とJCB の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCB が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第29条第6項が適用されるものとします。	6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合（会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。）であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCB とJCB の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCB が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第30条第6項が適用されるものとします。	(変更)
7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATM または第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」という。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第29条第6項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。 ① 提示通貨が日本円の場合 会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。 ② 提示通貨が日本円以外の場合 会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第29条第6項が適用されます。	7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATM または第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」という。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第30条第6項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。 ① 提示通貨が日本円の場合 会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。 ② 提示通貨が日本円以外の場合 会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第30条第6項が適用されます。	(変更)
<b>第28条（キャッシングリボ払い）</b>		
1. 会員は、第15条に定める金額の範囲内で、繰り返し当社から融資を受けることができます（以下「キャッシングリボ払い」という。）。	1. 会員は、第16条に定める金額の範囲内で、繰り返し当社から融資を受けることができます（以下「キャッシングリボ払い」という。）。	(変更)
2. 会員は、次の(1) から(4) の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。 (1) CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法 (2) 電話により申し込む方法 (3) JCBホームページにおいて申し込む方法 (4) その他、当社が指定する方法 また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第29条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日またはCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。	2. 会員は、次の(1) から(4) の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。 (1) CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法 (2) 電話により申し込む方法 (3) JCBホームページにおいて申し込む方法 (4) その他、当社が指定する方法 また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第30条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日またはCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。	(変更)
4. 会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。 (1) 標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第26条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日 (2) 以下、省略。	4. 会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。 (1) 標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第27条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日 (2) 以下、省略。	(変更)
7. 当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCB カードの利用状況および会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でない判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。		(削除)
8. 第25条第8項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。	7. 第25条第7項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。	(変更)
<b>第3章 お支払い方法その他</b>		
-	※同章の第29条から41条は第1章の第13条新設による繰り下げ	(変更)
<b>第29条（約定支払日と口座振替）</b>		
2. 当社が会員に明細（第30条に定めるものをいう。）の通知手続きを行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当社が前項の方法により約定支払日に会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に会員に当該差額を返金する方法により精算することを会員は承諾するものとします。なお、当社は会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が会員に返金すべき金額を差し引くことができます。	2. 当社が会員に明細（第31条に定めるものをいう。）の通知手続きを行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当社が前項の方法により約定支払日に会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に会員に当該差額を返金する方法により精算することを会員は承諾するものとします。なお、当社は会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が会員に返金すべき金額を差し引くことができます。	(変更)
3. 会員が国外でカードを利用した場合等の会員の外貨建債務については、JCB の関係会社が加盟店等に第18条に係る代金等を支払った時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCB が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、会員は当社に対し支払うものとします。	3. 会員が国外でカードを利用した場合等の会員の外貨建債務については、JCB の関係会社が加盟店等に第19条に係る代金等を支払った時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCB が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、会員は当社に対し支払うものとします。	(変更)
4. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等に第18条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社が会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCB の関係会社が加盟店等に第18条に係る代金等を支払った時点のJCB が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社が係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCB の関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。）のJCB が定める換算レートおよび換算方法による場合があります。	4. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等に第19条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社が会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCB の関係会社が加盟店等に第19条に係る代金等を支払った時点のJCB が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社が係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCB の関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。）のJCB が定める換算レートおよび換算方法による場合があります。	(変更)
<b>第30条（明細）</b>		
当社は、会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により通知します。なお、第19条第2項(2) に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、当社所定の方法により再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、通知を省略することがあります。	1. 当社は、会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により通知します。なお、第20条第2項(2) に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、当社所定の方法により再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、通知を省略することがあります。	(変更)
	2. 当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。	(新設)
	3. 当社が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。	(新設)
<b>第34条（期限の利益の喪失）</b>		

改定前	改定後	備考欄
2. 会員は、第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金における債務について、第21条の弁済金または第22条の分割支払金の支払い、その他会員の当社に対する債務の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を失います。ただし、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(9)または(10)に該当する場合は、第1項の規定が優先するものとします。	2. 会員は、第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金における債務について、第22条の弁済金または第23条の分割支払金の支払い、その他会員の当社に対する債務の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を失います。ただし、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(9)または(10)に該当する場合は、第1項の規定が優先するものとします。	(変更)
<b>第34条の2 (取引の制限等)</b>		
	当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。 (1) 本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合 (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合 (3) 会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合 (4) 会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合 (5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合	(新設)
<b>第36条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)</b>		
1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は会員の負担とします。	1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用した場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカードの利用代金は本会員の負担とします。	(変更)
2. 第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、会員に対して当社またはJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第2条に違反したとき。 (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。 (4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第7条第2項ただし書きの場合を除く。) (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。 (8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。	2. 前1項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいう。)会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により両社所定の紛失、盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。	(変更)
	3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。	(新設)
	4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。 (1) 会員が第2条に違反したとき。 (2) 会員の家族もしくは親族(同居の有無を問わない。)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。)等がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の規約への違反の有無を問わないものとします。 (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重大な過失によって紛失、盗難が生じたとき。 (4) 会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。 (5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。 (6) 会員が第3項に違反したとき。 (7) カードまたはカード番号等使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報(各種のパスワード等をいう。以下同じ。)が使用されたとき(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。) (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。 (9) その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。	(新設)
<b>第36条の2 (カード番号等の不正利用)</b>		
	1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下「紛失・盗難等」という。)されたことにより、他人にカード番号等を使用した場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。	(新設)
	2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるものうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。	(新設)

改定前	改定後	備考欄
	<p>3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第9条（届出事項の変更）第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当社またはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、またはボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。</p> <p>(1) 当社が明細確定通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日 (2) 当社が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日</p>	(新設)
	<p>4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p>	(新設)
	<p>5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が第2条に違反したとき。 (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。 (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。 (4) 会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。 (5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。 (6) 会員が第4項に違反したとき。 (7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。 (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。 (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</p>	(新設)
	<p>6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</p>	(新設)
	<p>7. 当社は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として3か月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。</p>	(新設)
<b>第42条（ミライノカード会員規約およびその改定）</b>		
<p>1. ミライノカード会員規約が変更された場合には、当社は、会員に対して、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。（ただし、当社の判断により、当社のWebサイトによる公表をもって、通知又は送付に代えることができるものとします。）なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p>2. 当社は、会員に対し、JCBのシステムを利用して本規約に従ってカードの機能を提供することに鑑み、会員が本規約に付随してJCB所定の規約等に合意をした場合であっても、当社と会員との間に適用される合意の内容は、当社が運営するWebサイト&lt;<a href="http://www.netbk.co.jp/">http://www.netbk.co.jp/</a>&gt;（当該URL配下のWebサイトを含むものとし、当社が当該URLを変更した場合は、変更後のURLとします）において公表する内容に従うものとします。</p>	<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。</p> <p>ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	(変更)
<b>ショッピングスキップ払い特約</b>		
<b>第2条（利用可能枠、利用可能な金額、明細）</b>		
<p>1. ショッピングスキップ払いの利用可能枠は、ミライノカード会員規約第14条第1項③のショッピング分割払い利用可能枠と共通となります。</p>	<p>1. ショッピングスキップ払いの利用可能枠は、ミライノカード会員規約第15条第1項③のショッピング分割払い利用可能枠と共通となります。</p>	(変更)
<p>2. ミライノカード会員規約第15条第1項(1)にかかわらず、ショッピング分割払い利用可能枠（ミライノカード会員規約第14条第1項③の利用可能枠）に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計となります。また、ご利用代金明細書においても、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払い利用残高の合計額が、ショッピング分割払いの利用残高として記載されます。</p>	<p>2. ミライノカード会員規約第16条第1項(1)にかかわらず、ショッピング分割払い利用可能枠（ミライノカード会員規約第15条第1項③の利用可能枠）に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計となります。また、ご利用代金明細書においても、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払い利用残高の合計額が、ショッピング分割払いの利用残高として記載されます。</p>	(変更)
<b>第4条（支払停止の抗弁）</b>		
<p>会員は、支払区分をショッピングスキップ払いに変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について、ミライノカード会員規約第24条第2項各号の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、同条の定めに従い、当社への支払いを停止することができるものとします。ただし、同条第6項の各号に加え、ショッピングスキップ払いの対象となった1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないときは支払いを停止することはできないものとします。</p>	<p>会員は、支払区分をショッピングスキップ払いに変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について、ミライノカード会員規約第25条第3項各号の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、同条の定めに従い、当社への支払いを停止することができるものとします。ただし、同条第7項の各号に加え、ショッピングスキップ払いの対象となった1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないときは支払いを停止することはできないものとします。</p>	(変更)
<b>第6条（期限の利益喪失）</b>		
<p>ミライノカード会員規約第33条第1項にかかわらず、会員は、ショッピングスキップ払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、ミライノカード会員規約に基づき会員が支払うべき約定支払額（第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額を含む。）の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、ミライノカード会員規約第33条第1項(2)、(3)、(4)、(5)または(6)に該当する場合には、同条第1項の規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>ミライノカード会員規約第34条第1項にかかわらず、会員は、ショッピングスキップ払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、ミライノカード会員規約に基づき会員が支払うべき約定支払額（第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額を含む。）の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、ミライノカード会員規約第34条第1項(2)、(3)、(4)、(5)または(6)に該当する場合には、同条第1項の規定が優先して適用されるものとします。</p>	(変更)